

公益財団法人札幌市中小企業共済センター  
特別会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人札幌市中小企業共済センター(以下「センター」という。)業務方法書第9条第2項に基づき、特別会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 特別会員の資格は、業務方法書第6条第3項により、満80歳で退会した会員で当該企業が会員企業であり、かつ引き続き勤務又は経営に従事する者であること。

(登録及び承認)

第3条 前条の資格を満たした者が特別会員として登録を希望する場合、センターに特別会員登録申請書(様式第1号)を提出し、理事長が承諾した場合、特別会員となることができる。その場合、当該特別会員に対し、会員証(様式第2号)を交付する。

(資格の喪失)

第4条 特別会員は、センターに退会届(様式第3号)を提出し、任意に退会することができる。

2 前項のほか、特別会員が次の各号に該当する場合は、退会したものとみなし、会員資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 本人が退職したとき
- (3) 当該会員企業がセンターを退会したとき

3 特別会員の資格を喪失した場合、再登録はできない。

(福利会費)

第5条 特別会員は、福利会費の納付を要しない。

(事業の利用範囲等)

第6条 業務方法書第9条第2項で規定する福利共済事業の利用範囲は、センター負担額が1人当たり、4千円以下の福利共済事業とする。

2 利用資格は特別会員本人のみとする。

3 当該会員企業の会費の納入が滞っている場合、事業の利用はできない。

(情報提供)

第7条 特別会員には、会報誌(年5回)及び利用ガイドブック(年1回)を送付する。

附則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行し、財団法人札幌市中小企業共済センター特別会員に係る事業利用の範囲等について(内規)(昭和62年2月13日付専務理事代行決裁)は、公益法人の設立の登記の前日をもって廃止する。(平成25年3月28日理事長決裁)